主 文

本件上告を棄却する

理 由

被告人 A同 B 弁護人工藤日出男上告趣意書は上告人八共謀シテ(一)昭和二十一年十二月四日別府市内二於テ中古靴一足ヲ窃取シ(二)同日酩酊セルC ヲ a 駅ヨリ b 行列車二乗セ同人所持ノ金品ヲ窃取シタリト云ウニ在レ共当時被害者 C 八同人が第一審公廷二於テ供述スルガ如ク俗ニ云ウ梯子吞ミヲ為シテ a 駅ニ至ル迄八覚工居 ルモ其ノ後汽車二乗リタルコトモ上リカ下リカモ覚エズ勿論自己所持ノ金品ヲ窃取 セラレタルコトモヨク覚エザル状況ニ在リ犯行後被害八既二弁償済ミニシテ而モ被 害者八元陸軍中尉デ部隊長ニシテ上告人等ハ何レモ真面目ナル農村青年デ帰還兵士ナレバ被害者二於テモ部下タル上告人等ノ寛大ナル処分ヲサレンコトヲ希求シ居ル次第ナレバ刑ノ執行猶予ノ恩典ニ浴セシメ更生ノ道ヲ与ヘラルルガ適正ナリト思料スと云うのであるが、日本国憲法の施行に伴ふ刑事訴訟法の応急的措置に関する法律第十三条によれば刑事訴訟法第四百十二条の規定は憲法施行の日からこれを適用しないことゝなつたものであるから、所論のような事由はこれを上告の理由とすることができないので本件上告は理由がない。

右の理由は裁判官全員の一致した意見であるので刑事訴訟法第四百四十六条により主文の通り判決する。

検察官安平政吉関与

昭和二十二年十一月七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 長谷川 太一郎

裁判官 庄 野 理 一

裁判官 島 保

裁判官 河 村 又 介